

## 第4 緑化地等技術基準

### 細 目 次

|   |                    |     |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 緑化地の設置基準 .....     | 161 |
| 2 | 緑化地の設置場所 .....     | 161 |
| 3 | 緑化地の整備 .....       | 162 |
| 4 | 緑化地の管理 .....       | 162 |
| 5 | 提出図面 .....         | 162 |
| 6 | 緑化及び接道部緑化の推進 ..... | 162 |
|   | （1） 緑化の推進 .....    | 162 |
|   | （2） 接道部緑化の推進 ..... | 162 |
| 7 | 緑化地標準図 .....       | 163 |
|   | 緑化地計画平面図 .....     | 163 |
|   | 緑化地求積図 .....       | 164 |
|   | 緑化推進計画平面図 .....    | 166 |
|   | 接道部緑化推進図 .....     | 167 |



## 第4 緑化地等技術基準

### 1 緑化地の設置基準

#### ① 緑化地の面積

緑化地は、次の基準により設置すること。

ただし、事業区域が開発行為（昭和51年以降）、土地区画整理等の街区整備事業（この要綱施行前の道路位置指定を除く。）が行われた区域であるときは、緑化地の設置を適用しない。

(1) 3,000平方メートル以上の事業区域面積 6%以上

ただし、開発行為、15戸以上の集合住宅及び15戸以上の集合住宅を併設する建築事業は、公園を設置すること。

(2) 2,000平方メートル以上の事業区域面積 5%以上

(3) 1,000平方メートル以上の事業区域面積 4%以上

(4) 1,000平方メートル未満の事業区域面積 3%以上

※ 要綱 第23条（公園等の設置）（25ページ参照）

第44条（都市計画事業等の特例）（32ページ参照）

開発行為は、旧立川市宅地開発等指導要綱等（昭和51年以降）に基づき施行したものをいう。

#### ② 緑化地の植栽

緑化地内の植栽については、次の基準により設置すること。

(1) 緑化は樹木による植栽とし、花卉・地被・芝類のみの植栽は緑化地面積に含まないこと。

(2) 緑化地は10平方メートル当り、高木1本、中木2本、低木3本を基準として植栽すること。これは、緑化地に植栽する高木が1本で3平方メートル、中木が1本で2平方メートル、低木が1本で1平方メートルの緑化を担うためである。（例えば10平方メートルに対し、低木10本の植栽としても問題はない。）

・高木 植栽時2m以上で成木時に3m以上のもの

・中木 植栽時1.2m以上で成木時に2m以上のもの

・低木 植栽時1.2m未満の樹木及び竹類

（ただし、植栽時に葉張直径が60cm以上のものとする。60cmに満たないものについては、寄せ植え等により60cmを満たした場合に、低木1本と換算できる。）

(3) 樹高が3メートルを超える高木は、単独高木として高さの70%を直径とする面積を緑化地とすることができる。ただし、対象樹木を緑化地内の植栽とする場合など、二重計上となる場合を除く。

(4) カイツカイブキ（ビャクシン類）については、原則不可とする。また、アセビやシャクナゲ等、有毒性のある樹木についても、原則不可とする。

### 2 緑化地の設置場所

(1) 緑化地は、原則として、道路に接する部分に重点的に配置すること。

- (2) 開発行為及び道路位置指定の場合は、各区画に均等に緑化地を配置すること。
- (3) 緑化地の設置場所は原則として地上部とする。

※ 要綱 第 23 条（公園等の設置）（25 ページ参照）

細則 第 26 条（緑化地等の整備）（48 ページ参照）

### 3 緑化地の整備

- (1) 開発行為及び道路位置指定の場合は、事業後の計画を勘案して、緑化地の整備を行うこと。
- (2) 緑化地は、周辺の状況に配慮して、整備すること。
- (3) 緑化地の縁石の高さは極力低くすること。
- (4) 緑化地の植栽にあたっては、日当り、土壌等の成育環境に十分配慮すること。
- (5) 緑化地の樹種の選定は、事業区域の環境、季節等を十分考慮して行うこと。

### 4 緑化地の管理

- (1) 事業者は、整備された緑化地を良好な状態で管理すること。
- (2) 開発行為等の場合で、第三者に土地の所有権を譲渡するとき、事業者は、緑化地の管理について継承すること。

### 5 提出図面

緑化地計画平面図

緑化地求積図

- (1) 緑化地求積図については、三斜求積図での提出とする。

緑化推進計画平面図

- (1) 緑化推進計画平面図については、植栽樹種・樹高・数量を明記すること。

※ 提出図面について、不都合が無ければ一つの図面に統合してもよい。

### 6 緑化及び接道部緑化の推進

#### (1) 緑化の推進

- ア 事業者は、事業区域に現存する樹木の保存に十分な配慮をすること。
- イ 事業者は、要綱の規定による公園及び緑化地の設置基準以上に事業区域の緑化に配慮し、緑豊かな都市景観づくりに協力すること。
- ウ 風致地区、保護樹林区その他の良好な自然環境を有する地域に隣接する区域の事業は、特に自然環境の保全及び景観の調和を図るように配慮すること。
- エ 事業区域内の緑化については、適当な規模のまとまった形状とすること。
- オ 緑化の推進にあたっては、緑視率の向上に努めること。
- カ 建築事業においては、建築物の屋上及び壁面等を利用し、緑被率の向上に努めること。

#### (2) 接道部緑化の推進

- ア 緑化の推進にあたっては、特に接道部緑化（道路に接する部分の緑化）に努めること。
- イ 接道部緑化の生垣及び植栽の幅は、可能な限り広くすること。

ウ 接道空地幅（道路から建築物の外壁までの距離）が狭い場合は、生垣等とし、その幅が広い場合は、中・高木を含めた立体的な緑地帯とすること。

エ 接道部緑化は、接道に対する安全に十分に配慮すること。

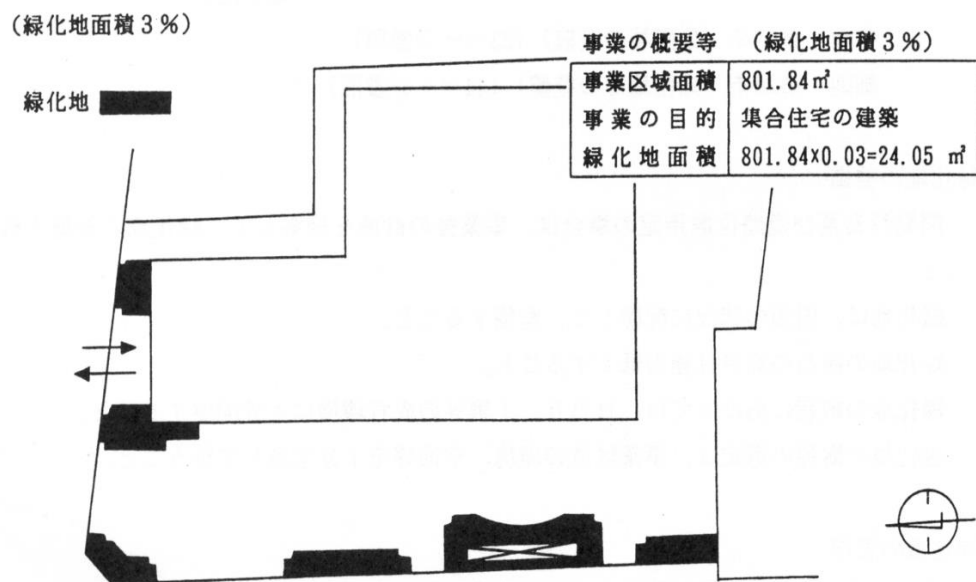
※ 要綱 第 24 条（緑化及び接道部緑化の推進）（26 ページ参照）

細則 第 26 条（緑化地等の整備）（48 ページ参照）

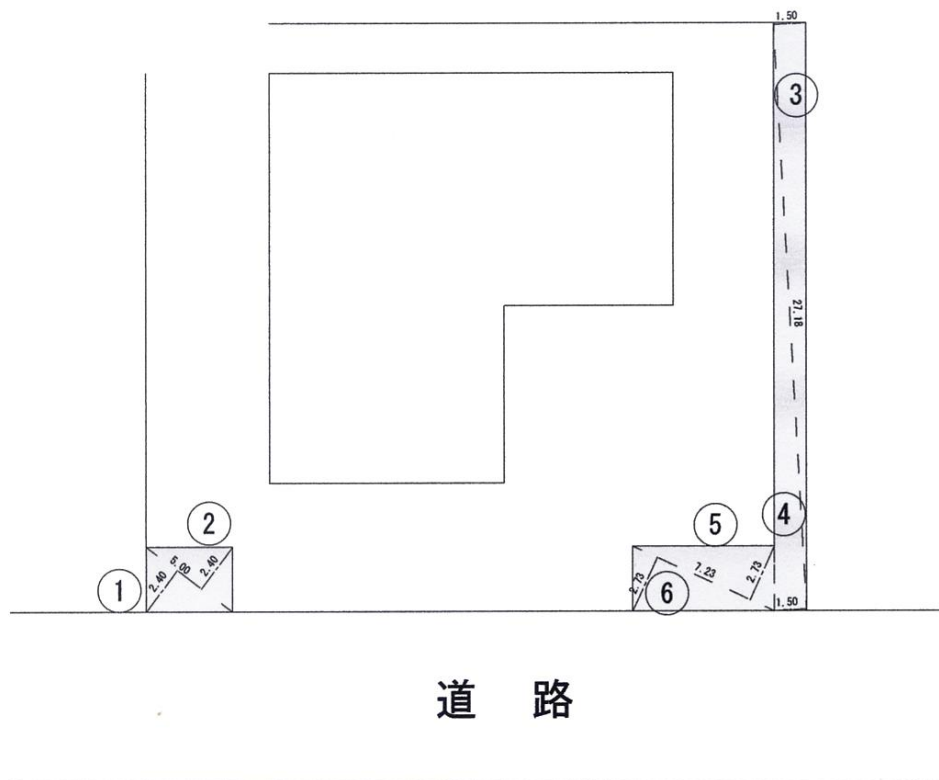
資料 立川市緑化推進条例（抄）（253 ページ参照）

## 7 緑化地標準図

緑化地計画平面図



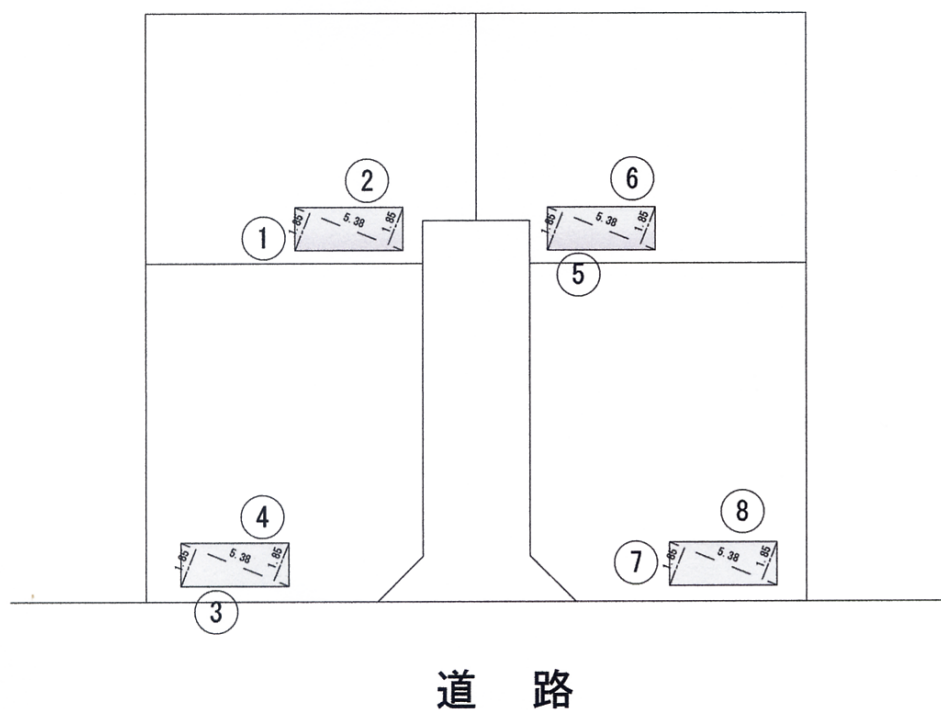
< 緑化面積 求積図 (例1) >



< 緑化面積 計算表 (例1) >

| 番号  | 底辺    | 高さ   | 倍面積   | 面積                   |
|-----|-------|------|-------|----------------------|
| 1   | 5.00  | 2.40 | 12.00 | 6.00                 |
| 2   | 5.00  | 2.40 | 12.00 | 6.00                 |
| 3   | 27.18 | 1.50 | 40.77 | 20.38                |
| 4   | 27.18 | 1.50 | 40.77 | 20.38                |
| 5   | 7.23  | 2.73 | 19.73 | 9.86                 |
| 6   | 7.23  | 2.73 | 19.73 | 9.86                 |
| 合 計 |       |      |       | 72.48                |
|     |       |      |       | 72.48 m <sup>2</sup> |

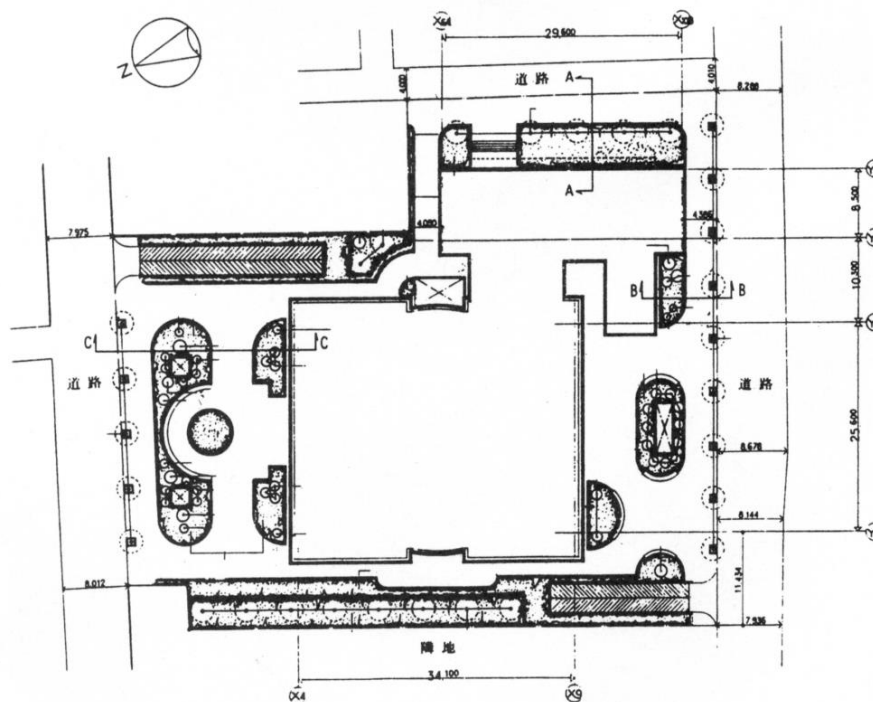
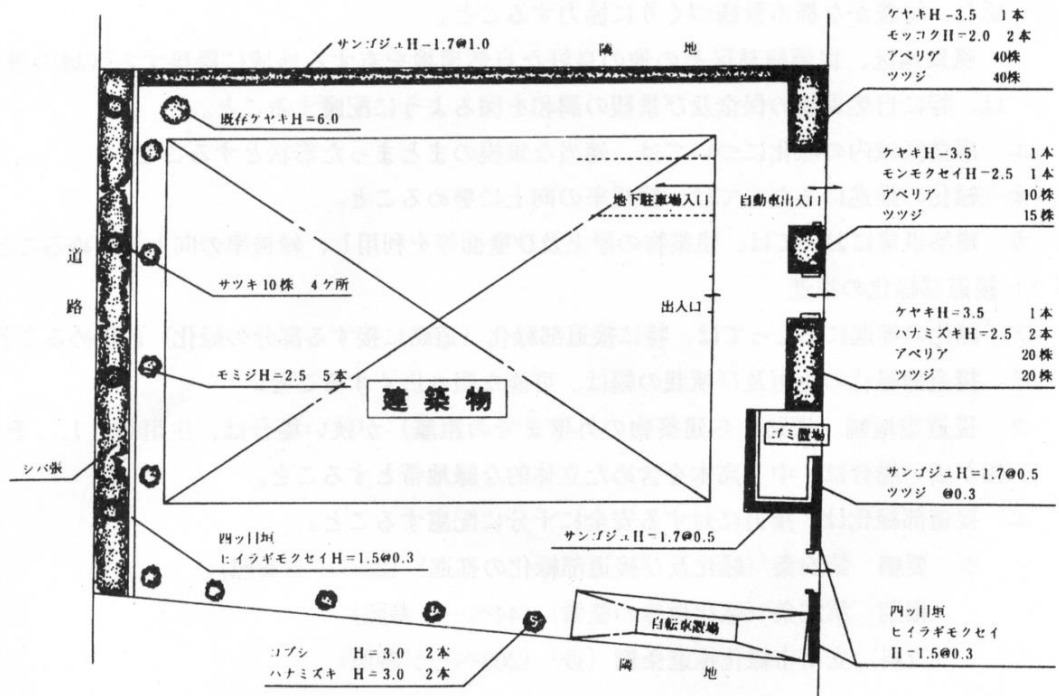
## <緑化面積 求積図（例2）>



## <緑化面積 計算表（例2）>

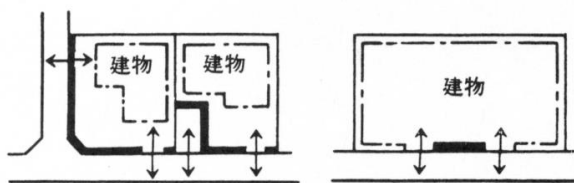
| 番 号 | 底 辺  | 高 さ  | 倍 面 積 | 面 積                  |
|-----|------|------|-------|----------------------|
| 1   | 5.38 | 1.85 | 9.95  | 4.97                 |
| 2   | 5.38 | 1.85 | 9.95  | 4.97                 |
| 3   | 5.38 | 1.85 | 9.95  | 4.97                 |
| 4   | 5.38 | 1.85 | 9.95  | 4.97                 |
| 5   | 5.38 | 1.85 | 9.95  | 4.97                 |
| 6   | 5.38 | 1.85 | 9.95  | 4.97                 |
| 7   | 5.38 | 1.85 | 9.95  | 4.97                 |
| 8   | 5.38 | 1.85 | 9.95  | 4.97                 |
| 合 計 |      |      |       | 39.76                |
|     |      |      |       | 39.76 m <sup>2</sup> |

緑化推進計画平面図

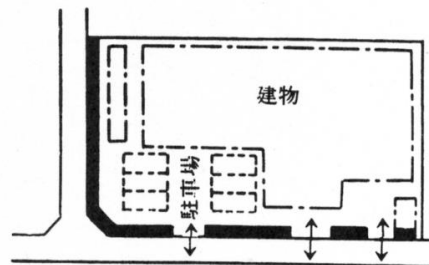


接道部緑化推進図

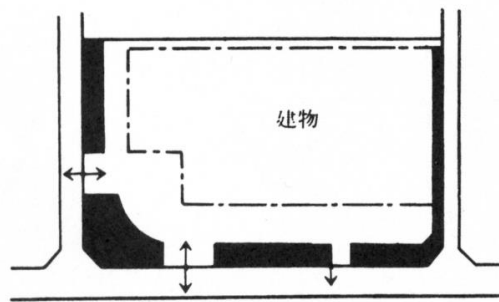
小規模施設



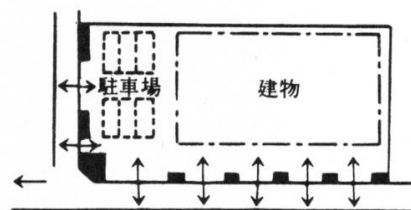
中規模施設



大規模施設



人、自動車等の出入りの多い施設



接道部の短い施設

